

平成26年第1回美幌町議会定例会会議録

平成26年 3月 6日 開会

平成26年 3月19日 閉会

平成26年 3月17日 第4号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

日程第 2 議案第 11 号～第 28 号

○出席議員

1 番	新 鞍 峯 雄 君	2 番	大 江 道 男 君
3 番	中 嶋 すみ江 君	4 番	上 杉 晃 央 君
5 番	早 瀬 仁 志 君	6 番	松 浦 和 浩 君
8 番	岡 本 美代子 君	副議長 9 番	坂 田 美栄子 君
10 番	吉 住 博 幸 君	11 番	橋 本 博 之 君
12 番	宗 像 密 琇 君	13 番	大 原 昇 君
議長 14 番	古 舘 繁 夫 君		

○欠席議員

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明者

美 幌 町 長	土 谷 耕 治 君	教 育 委 員 会 長	沖 田 滋 君
農 業 委 員 会 長	鈴 木 幸 往 君	選 挙 管 理 委 員 会 長	松 本 光 伸 君
監 査 委 員	高 木 清 君		

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明者

副 町 長	染 谷 良 君	総 務 部 長	平 井 雄 二 君
民 生 部 長	藤 原 豪 二 君	経 済 部 長	広 島 学 君
建 設 水 道 部 長	磯 野 憲 二 君	病 院 事 務 長	大 村 英 則 君
会 計 管 理 者	植 木 恒 則 君	事 務 連 絡 室 長	糸 屋 定 春 君
総 務 主 幹	田 村 圭 一 君	電 算 主 幹	河 端 勲 君
ま ち づ くり 主 幹	小 西 守 君	財 務 主 幹	矢 萩 浩 君
契 約 財 産 主 幹	村 田 純 一 君	税 務 主 幹	田 中 三 智 雄 君
環 境 生 活 主 幹	石 坂 聡 君	児 童 支 援 主 幹	武 田 孝 司 君
福 祉 主 幹	谷 川 明 弘 君	健 康 推 進 主 幹	佐 藤 和 恵 君
農 政 主 幹	但 馬 憲 司 君	公 社 主 幹	門 別 孝 志 君
耕 地 林 務 主 幹	伊 成 博 次 君	商 工 観 光 主 幹	小 室 秀 隆 君
建 設 主 幹	高 崎 利 明 君	建 築 主 幹	露 口 哲 也 君
水 道 主 幹	澤 嶋 雅 俊 君	病 院 総 務 主 幹	橋 本 美 典 君
事 務 連 絡 室 次 長	中 村 敏 文 君	教 育 長	平 野 浩 司 君
教 育 部 長	高 木 恵 一 君	学 校 教 育 主 幹	小 室 保 男 君
学 校 給 食 主 幹	石 田 勇 一 君	社 会 教 育 主 幹	荒 井 紀 光 子 君
ス ポ ー ツ 振 興 主 幹	佐 藤 修 君	農 委 事 務 局 長	岩 田 憲 次 君
選 管 事 務 局 長	石 澤 憲 君		
監 査 委 員 室 長			

○議会事務局出席者

事務局 長 馬場 博美 君 次 長 那須 清二 君
議事係 長 水上 修一 君 庶務係 猪本 郁君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（古館繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これから、平成26年第1回美幌町議会定例会第12日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古館繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番上杉晃央さん、5番早瀬仁志さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（古館繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（馬場博美君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、沖田教育委員会委員長、本日欠席の旨届け出がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第11号から
議案第28号まで

○議長（古館繁夫君） 日程第2 議案第11号美幌地域3町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更についてから、議案第28号平成26年度美幌町病院事業会計予算についてまでの18件を議題とします。

疑問点等整理のために、暫時休憩をします。

再開は、おおむね2時をめぐりとしておりますが、状況に応じて再開しますので、御了承願います。

午前10時02分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、質疑を行います。

議案第11号美幌地域3町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号美幌町附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第12号の質疑を終わります。

議案第13号美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第13号の質疑を終わります。

議案第14号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第14号の質疑を終わります。

す。

議案第15号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第15号の質疑を終わります。

議案第16号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第16号の質疑を終わります。

議案第17号指定管理者の指定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第17号の質疑を終わります。

議案第18号指定管理者の指定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第18号の質疑を終わります。

議案第19号指定管理者の指定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第19号の質疑を終わります。

議案第20号指定管理者の指定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めま

す。

これで、議案第20号の質疑を終わります。

議案第21号平成26年度美幌町一般会計予算についての質疑を行います。

事項別明細書の款ごとに進めたいと思います。

なお、予算書の第2表債務負担行為及び第3表地方債に対し質疑する場合は、それに対応する事項別明細書の款の中で質疑をお願いします。

まず、歳出から。

1款議会費、72ページから73ページまでの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、議会費を終わります。

次に、2款総務費、74ページから97ページまでの質疑を許します。

総務費のうち、戸籍住民基本台帳費は民生費のところ、地籍調査費は土木費のところ、で質疑を行います。

暫時休憩をします。

午後 3時06分 休憩

午後 3時07分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務費です。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 85ページ、住民活動推進費の中の補助金、下から3行目の補助金なのですが、この中にある自治会活動運営補助金、今回、行政のほうで自治会活動の運営費については、補助制度を若干改正し、少しでも自治会に貢献してもらう活動に使えるように計算式を変えたということ聞きまして、今まで運営補助金については、均等割、人口割、世帯割ということで、均等割が2万2,500円、人口割が13.5円、世帯割りが135円という形の計算式となっておりますが、今回の改定では均等割を2万

7,000円にし、人口割を削除し、世帯割を190円にするという形で補助額の見込みが、26年度は331万8,000円と、これ以外に集落施設における経費助成ということは説明受けたのですけれども、まず1点目聞きたいのは、計算式を変えて、人口割を外して、世帯割に変えたという方向性を改めた計算式の根拠をまずお聞きしたいのが1点。

それと、たまたま人口割という部分と世帯割の部分で、各自治会によって比率が違うものですから、この計算式をもってしますと、各自治会で今回の世帯割とした場合、すっきりと計算できるのですけれども、今までもらっている金額の増減と新しい増減のパーセント、要するに増減の比率が10%ぐらい違う自治会も出たのかなと、計算してみますと。

そうすると、世帯割合にしたにもかかわらず、これからは世帯割合という均等なのですけれども、今までと上がる割合が違う自治会もあるものですから、そういう自治会との意見交換だとか、話だとかをしたのかどうか、二つ目です。

それと、三つ目は各自治会が自治会運営上、美幌町の団体だとか、いろいろなところに負担金を払っているのですね。負担金払っているところが、今回、自治会費上げたことによって、負担金の増加を逆に求められてしまうと、せっかく上げたお金が減ってしまうものですから、実際、何言いたいかというと、私の住んでいる自治会もせっかく行政のほうから自治会の運営費もらっている、もらった金額と同額か、それ以上に各団体の負担金として払っているものですから、そういうふうなところを鑑みますと、今回の値上げ、補助金をふやす金額の根拠もどこにあるのかなと。上げる根拠も、もし何か示すものあればお答え願いたいと。

この三つ、これだけです。

○議長（古館繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） ただいまの自治会運営費の増額に対する御質問でございます

が、まず1点目の人口割を廃止して均等割、あるいは世帯割で増額をしたという根拠はというところでございますけれども、これは前の議会の中でも論議といいますか、御質問、御意見等いただいた中で実態を調べますと、過去、平成14年前後だったと思いますが、補助金の一括削減というときがございました。そのときにも、この自治会運営費補助金につきましても、一定程度削減をさせていただいたという背景がございます。その後、人口減がこの運営費補助金には大きく影響を及ぼしまして、年々、減額となってきております。

そういった中で、自治基本条例もできまして、今後、ますます地域社会活動というのが重要視される中で、この自治会の運営というのが非常に重要になってくるというときに、今まで見直しを10年間ほどしなかったわけですが、これを何とかまず一つは、一括削減した時点以前の補助金に、何とか復活をさせたいというのが根元でございます。

そんな中で、そういったことを解消しながら、今後もこの一定程度、運営費を安定的に確保していくためにはどうすべきかということが、人口減少というのは今後も当然想定される中では、やはり人口割というものをに入れてしまうと、どうしてもまたその都度見直していかないと、減ってしまうということがあります。

もう一つは、今までは人口はある程度、確保されていたので問題はなかったと思いますが、今後の中では特に人口よりは自治会活動が世帯レベルといいますか、世帯を対象とした活動というのが多分多かろうと思います。そんな中では、今、世帯と言いながら独居の世帯がふえてみたり、高齢者のみの世帯がふえているという状況もありますけれども、やはり世帯ごとの活動というのが主体になってきているのではないかということから、やはり世帯の数を重視する。

そしてもう一つは、基本的には均等割というところでは、大きな自治会もあれば小さな

自治会もありますが、その中で基本的な活動費というのはどうしても必要となってくるので、そこを何とか確保したいということで、今回数字の算出根拠というのは、ではどこにあるのだというのは正直言って、そういったものはございません。あくまでも総額を人口割を廃止した中で、先ほど言った解消を図っていくためには、この二つの均等割と世帯割で、どう自治会の運営に要する経費を補助金として支援していくのかというところを煮詰めていった結果が、このような内容にすべきというところの結論に達したところでございます。

あとは、先ほど2点目の人口割を廃止したことによって、それを世帯割とか均等割に増額配分したことによって、自治会間同士の10%程度開きが出たのではないかということの御質問であります。もちろん世帯割がありますので、当然、世帯のは変動しておりますので、その中では均一に、均一というのはあくまでも均等割の世界ですので、均一とはなりません。そこは世帯が多ければ当然多くなりますし、減ってきていけば減ります。

ただ、守ったのは、改正前よりは全ての自治会において、増額となっております。その水準も、先ほど言いました平成15年以前よりは多くなるように、そこを割ることのないように確保しているというのが、今回の改正内容でございます。

それから、3点目の各自治会からほかへの負担金の支払いにつきましては、行政が正直言いまして関与するところではございませんので、そこは何度もこちら側から、あるとかないかということとは申し上げられませんが、基本的な考え方はあくまでも自治会運営するための活動費を増額をしたということでありまして、今後、そういった負担金、例えば連合会とか各部会ですとか、そういったところにはそのような趣旨を今後はお願いをして、議会に仰ぎたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 今、平井部長の説明で、大体プラスになるという形はわかったのですが、数字の根拠の中身を14年、15年に戻すという部分の計算式はいいのですけれども、平成14年、15年に戻しても、今現状として各自治体の負担金が大きくありますから、となると14年に戻すというよりは、14年以上ももっともっと多くするだとか、こういう形で何かしてもらいたいからふやしたのだという部分が聞ければいいかなと思ったものですから、回答としては、あくまでもとりあえず今現状では10年間、下げたままという形を14年度に戻すことに終始したという形の理解でいいということですね。再度。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 戻すということ、プラス若干ですけれども、増額をしたということでございます。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 私は、総務費の中で77ページ、2款1項1目3の公文書管理事業費、二つ目として2款1項4目1節の施設維持管理等委託料、特に警備業務委託料について、3点目につきましては83ページの2款1項5目5節の国内外交流事業費、その中でもケンブリッジ交流事業負担金、次に四つ目としまして87ページ、2款1項11目1節の防災活動推進事業費についてお聞かせ願いたいと思います。

まず、1点目の77ページの公文書管理事業費の中の臨時職員賃金、このことについてお聞かせ願いたいと思います。これちょっと私の思いもはめながら、理解していただくためにお聞きするのですが、私は長年の間に今までの公文書の取り扱いということで、それなりの整理の仕方ということに対して、失念してきた結果が今回、やはり公文書をしっかり管理しようという趣旨の予算だと思っております。

そういう意味では、これは1年、単年度だ

けでなく何年間継続するものだと説明を受けている中で、臨時職員、特に公文書という意味合いも含めながらも基本を忘れて、行政の中でね、そうならば雑作業であってもいま一度、行政職員がしっかり忘れてしまった整理の仕方を取り戻すためにも、職員がやるべきだという考え方を持っています。それに対して、今回、臨時職員とは何ぞやということをも改めて、この場でお聞きしたいと存じます。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 今回の公文書管理の新たな取り組みといたしまして、ファイリングシステム導入に当たって、臨時職員を、パート職員であります、1名雇おうとしている経費でございますが、これにつきましてはあくまでもその文書をファイリングさせるために、直接この作業に取りかかるという仕事をこの臨時職員にやっていただくというのではなくて、文書管理を新たなシステムに移行するに当たって生じるリストの作成だとか、直接公文書を扱うのではなくて、リストを作成してみたり、あるいは見出しをつくってみたり、分類表をつくってみたり、ファイリングのファイルを仕分けしてみたりという、そういった作業的なことをやってもらおうというものでありまして、直接公文書の管理に携わってもらおうというものではございません。あくまでもそれは職員でやりますので、御理解ください。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 今の項目の2回目です。

私は、先ほどから申し上げたいのは、今まで現職員が、公文書の取り扱いという中できちりしてくればできた、むしろできてくるのだらうと思いますし、本来こういう業務委託も含めてする必要はないのではないかと、極端な言い方しますとね。でも、今、私お聞きしているのは、特に臨時職員の部類ですけども、そういうことすら忘れ去られてい

る。いま一度、行政側として、そういう雑作業も含めて整理の一から覚えていったほうがいいのではないかという趣旨で、いま一度お尋ねしたいと存じます。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 繰り返しになりますが、今回導入するファイリングシステムは、今までの簿冊管理と全く違いまして、その違いの部分に対して、どうしてもそういった作業が出てくるといことで、公文書の管理自体を職員がすべきというのは、当然なことでもありますけれども、今までの簿冊管理では生じなかった作業が出るので、その作業について、それは公文書の管理そのものではなくて、ファイリングシステムを導入し、それを稼働しようとする段階において、初期段階においてそれが発生するといことで、臨時職員を雇うものでありまして、これが動いてきますと、この臨時職員は雇いません。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） せっかく全体を通して、今、議論するわけではないですよ。業務委託使って考え方、私は、金をかけたものは、そういう作業も含めて、自分の能力にしておきたいことを言いたいのですよ。そうしたら、そういう雑作業も含めて公文書そのもの、総務部長が今おっしゃっているように言っているつもりはありません。目次とか名簿とかつくる作業だと、これもそのとおりでと思います。でもそういう作業も含めて、長年にわたってしてこれなかったことも含めて、自分のものにしたいほうがいいのではないかという趣旨でございます。

答弁いただきますけれども、あわせて2番目の1回目をさせていただきます。

79ページ、施設維持管理等委託料の中の警備業務委託料、25年度の予算は警備業務委託料と日直業務の委託料、二つに分かれていました。旧年度の予算額を言うと、警備業務委託料が322万1,000円、予算書を見ていただければわかると思いますが、そし

て25年度の日直業務は81万9,000円、合わせて404万円だと思います。予算の説明のときに、二つ合わせて今回は予算化しているという御説明でした。

そこで、先ほど言いましたけれども、合算で、25年度は二つ合わせて404万円あります。ところが新年度598万9,000円、率にして約49%近くアップになっているのですね、それで質問の要旨を申し上げます。この夜警にしても日直にしても、ほとんど人件費だと私も思っていますし、総務部長も間違いなく思っていると思う中で、そうならば消費税が4月1日から上がるといっても25年度と比べたら3%、それから最低賃金、道が途中で、最低賃金ですよ、という意味で影響したのが、約2から3%程度だと私は見えています。

そうなりますと、消費税と最低賃金だけを仮に言ったら5%程度の影響、それから俗に言う会社経費としての影響率が今回どのような形になっているか、私自身は知りませんが、せいぜいあっても10%ぐらいが関の山だと思うのですね。

25年度は、入札で落とした額を言っているわけではないのです。行政が予定した額が404万円から、なぜ49%の簡単に言えば200万円アップしたのか。皆さんの中で、手元に基本的に見積もりを持って対比していると思いますが、人件費だけで1.5倍になる、大ざっぱに言うのですよ。このマジックがどういうことなのか、ちょっと失礼な言い方になりますが、むしろ今回のこの予算額が正しいのか、逆を言うと25年度の行政が示された当初予算の考え方が間違っているのか、そういう趣旨を含めて額に対しての根拠というものをお示しいただければいいかなと、大きい項目の2回目の1回を終わります。

○議長（古舘繁夫君） 最初、公文書の臨職の関係の答弁をお願いします。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 繰り返しになっ

てしまいますけれども、公文書の管理の今までは簿冊方式ということで、今回ファイリングシステムに移行していくという中で、簿冊管理では生じなかった事務が今回導入時のみに当たって生じるということで、今回、臨時職員を雇用するということがあります。

ですから、今まで職員がやってこなかった部分をやればいいのではないかとおっしゃいますけれども、今回の導入に当たって発生するというので、簿冊管理ではそういった事務が生じていないものでありますので、新たな事務を臨時職員を雇ってやっていただくということですので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 続いて警備の関係。総務主幹。

○総務主幹（田村圭一君） 警備の金額の関係であります。警備の予算の積算に当たっては、3者の業者から見積もりを徴取いたしました。その中で一番安かった業者の見積もりを予算として計上をしているところでありますので、御理解をお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 私の気持ちとしては、1回目の答えもまだいただいていないと思いますが、人件費そのものの組み立てのこれは予算づけだと私は思っています。業務委託、総務部長、いい、79ページ。そういう中で今の答弁聞いたら、業者、3者ということでしたけれども、一番安かったら前年度より1.5倍、大ざっぱに言うのですよ。極端には2倍でも3倍でも、採用するというふうにも聞こえるような気がするのですよ。私は大きい項目の2の1回目で、行政自身がチェックできるものはなかったのかと触れさせていただいているのですが、今の答弁ではね、業者の安いところだけを採用しました。

そうしたら、全ての予算、私、みんな聞かなければいけないのですよ。前年対比で。ただ、私も常識あります。消費税のアップ分とか、人件費の道が定めた最低賃金とかいう範

囲内。それから、もう一つ大きい要素としては、燃料等もし使うならば、回り回っての影響分というぐらいは私も大体読み取れることがあるのですが、この警備というのは大きく言って、私の認識が間違っているのであればお教え願いたいのですが、車両を使うわけではない。いいですか、体一つですよ、簡単に言うと。

あえて言えば、勤務先のこの庁舎に来るぐらいの車両と燃料賃ぐらいたと思うのですがけれども、実は25年度途中で最低賃金というのが変わったと思いますが、粗っぽく言うとき給700円、もっと高いのですけれども、700円と計算します。夜勤というのは、間違っていたら御指摘ください。遠慮なく。夕方の5時30分から翌日の8時45分、簡単に言えばそれも計算上、8時30分と計算したら15時間ですよ。粗っぽい計算ですよ。その中に深夜手当、それも含めてプール計算で最低賃金の700円、それも低く見てですよ。15時間掛ける700で1万5000円、細かい計算もっとあると思いますよ。掛ける365日、庁舎はずっとあるわけですから、警備だって単純に人件費だけ見たって365を掛けたら、三百何十万円になるのですね。それに消費税入れたら、360万円、370万円すぐってしまうのですよ。そのほかに会社経費入れたら、軽く400万円超えてしまうのですね、私の頭の中は。

ですから、今回600万円、何ぼ安いといっても急に1.5になる感覚が、皆さんの中で安いと言いながらもチェック機能が、改めてもう1回聞きますけれども、働いているのか働いていないのか、2回目の質問とさせていただきます。

○議長（古舘繁夫君） もうちょっと中身わかりやすいように、御答弁をお願いします。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） この機械警備、日直も含めてですけれども、この委託につきましては、3年ごとの契約としております。3年前に契約がえといたしますか、委託業者が

変わっております。それまでと比較しますと、3年前ですね、3年前は今ちょっと手元にはありませんが、大きく委託料は下がってはいはずです。失礼しました。3年前の更新時点では、それまでの委託料がそれなりの額があつて、急に下がったというのが実態です。そのときに、新たな業者が加わって入札をしたと、そのことによって相当安くこの3年間ですか、安く業務委託が行われてきたというのが実態であります。

それで今回、3年間の契約が満了いたしましたので、また新たに参考見積もりを徴取したところでございます。その中では、今、予算に計上しているのは、その中でも一番安いところということなのですが、中身を見ていきますと、3年前の内容と今回の内容とでは人件費もそうですし、そのほかに福利厚生費だとか、被服費だとか、その他の諸経費がアップされている。さらに、消費税分もアップがされているということで、3年前とはかなり内容が増額になっているということで、昨年度と比較をしますと、今、議員御指摘のとおり、アップ率でいきますと相当な49%ということで、非常に大きな増額になっているわけですが、これは4年前、今は3年契約ですので、その前の契約に比べると、それほど増額にはなっていない。というのは前回の契約が、かなり安くやっていたということなので、他の業者と比較をしてもこの1者は相当安く落としたというのが実態で、今回、この業者についても相当前、見ていなかった費用もそうですし、増額をしてきた。

ただ、他の業者と比較をすると、それでもなお他の業者よりは相当安いということで、私どもこちらのほうで積算の根拠といいますか、設計を実際やっているわけではありませんで、あくまでも数社からの参考見積もりの中で安い業者へ委託をしたいということでありますので、その結果が今回のような結果ということで、前年度から比較しますと、大幅な増額となっておりますが、要するに4年前ですね、4年前と比較すると、それほど

伸びにはなっていないということであり
ます。（発言する者あり）

○議長（古舘繁夫君） 部長、行政側の積算
根拠というのがあるか、またそれを積み上げ
というものができかどうか。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） こちら側での積
算は持っていません。

○議長（古舘繁夫君） 吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 行政というのは総
務部ばかりではなくて、他の部もございま
す。そういう中で、業者の出した見積りの
最低額で見積もっているという考え方も、こ
れで存在するのだなど。例えば、トラック業
務ですけれども、5社でも6社でもいいので
すが、1,000万円、1,200万円にしよう
や、1,500万円、いろいろな数字が出
ますけれども、もともと行政における最低の
見積もりといってもそれが妥当なのかどうな
のかいう基本的なものもなくして、やるのだ
ということを受けとめておきます。これ2の
3は担保とれましたね。

大きな三つ目の1回目、83ページでござ
います。国内外交流事業の中の負担金、ケン
ブリッジ交流事業負担金であります。過去
にもケンブリッジには行っている経緯があり
ます。そういう中で招待状というか、これは
訳した文書ですから原文ではないのですけれ
ども、これは行政からいただいたものであり
ますが、まずこの文書によると、ワイパ地区
のね、ケンブリッジとは書いてないのです。
ケンブリッジの近くと、文書の中ではちょっ
と触れてはいるのですが、ケンブリッジとは
書いていない。これは行政からいただいたも
のです。

そういう中で、今回、どういう形で行こう
かという説明等も受けていますが、過去にも
費用の充て方ということで、修正もかかった
中で予算計上した経緯もあります。そこら辺
で、いま一度、新年度予算の説明ということ
では聞いておりますが、やはり過去の轍を踏
まないようにするのが行政の考え方の一つで

もあろうかなと思うところであり
ますので、いま一度説明していただければありがたいと
存じます。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 今回、新年度で
計上いたしましたケンブリッジ交流事業負担
金につきましては、当初の説明でもいたしま
したけれども、あくまでもケンブリッジか
ら、内容はワイパ地区の150周年祭とい
うことであります。ケンブリッジからの招待
ということでもあります。

そこで、これは今回ペーパーをお渡ししま
したが、それ以前にケンブリッジのほうから
美幌町に訪問されたときに、既にこういった
お話があったということでございます。それ
で今回、改めて6月に招待をしたいとい
うことでございます。今回につきましては、疑問
点の中でも御説明をいたしました。あくま
でも招待に応ずる美幌町の代表として公式訪
問をいたすということでもありますので、関係
機関、あるいは団体の代表者をもって公式訪
問をするということでもありますので、費用に
つきましては実費弁償で公費で行っていただ
くと。そしてお願いをするということであり
ますので、前回のような一部負担というこ
とは考えておりません。（発言する者あり）

○議長（古舘繁夫君） さっき持ち合わせて
いないというのが答弁ではなかったですか。

（発言する者あり）

副町長。

○副町長（染谷 良君） 警備委託の詳細の
根拠ということでお尋ねがございました件で
ありますけれども、見積もりをとって、これ
1社だけでありませんので、数社の複数の見
積もりをとって発注するケースは、これ認め
られていることとございますし、必ずしもた
だ安ければいいかということ、またそうでは
なくて、それが発注者側の言うとおりに、きち
とした成果が出るかどうかだとかももちろ
んありますので、それらはルールに基づいて運
営執行しているところとございますので、数
字で積算根拠をもって発注する場合と、その

根拠を一般企業、商社等の見積もりでくくって発注する場合ももちろんございますけれども、あくまでも行政側の求めに応じて成果が得られるかどうかということが大きなよりどころになりますので、あくまでもルールに従って今後も執行していくということで、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 83ページ、大きい項目の3ケンブリッジです。過去の例もありますので、この予算執行、十分吟味させていただきたいと、半分要望みたいなことを言って、大きい項目の4番、87ページ、防災活動推進事業費の中の消耗品費、額にして821万5,000円だと、この説明で各戸にリュックサック、各家というのですかね、それから発電機能付きのラジオ、それからポリタンク配りたい趣旨だったなど、もし間違っていれば答弁の中で御指摘ください。

これは予算というのは、政策施策論争も踏まえているという観点で、大きい意味で私は公助が先だろうという思いを私は勝手に思っていますから、そういう意味で、これは議論が、今、成り立たないと思っておりますので、あえてこの予算ということを言いますと、説明の中で何で同じ色の同じ形の世の中にはリュックサックはごまんとある。

だから、私の発想としては、公の場所に逃げた後も、いざとなったら同じ物、同じ形、同じ色、間違うのですよ。何ぼ名前を書いてあったって、私の言いたいのは、場面によってはリュックサックだったら、要らないという人もいるのではないか。そういう意味では、十分個々の、自治会通そうが何しようが、要するに結果として個々の要望事項も入れてやらないと、いただいても結果として利用できないこともあるのかなと懸念します。

もう1点、ポリタンク、実際は20リッター入って、表面上は18リッターというのでしょうけれども、あれですね、防災の勉強された方々は、多分、それこそ水を入れて備

蓄するなら別ですよ。でも家庭には簡単に言えば、鍋のはてからバケツからあろうかと思えますし、これがもし持って逃げるとすれば、私でさえ最近筋肉使っていませんので、20リッターの水を持つといたら、簡単に言えば20キロですよ。これはいろいろな防災の関係で一番適当なのは、よく言われている、市販されているウーロン茶のペットボトル程度の1.5リッターから2リッター、それを二、三本持って、それが一番いいという調査結果も勉強させていただいている中であります。

そういう意味で、あえて苦言になりますが、これは今の議論でありませんが、今、これは議論ではありません。公助でせっかく逃げたのに、まだまだ備蓄も含めて避難所に足りない部分も相当あろうかと思っているのですね。これは議論になりませんが、そういう意味込めて、この予算執行に対しては相当住民の意見も聞きながら、注意されたほうがよろしいかな、これでやめておきます。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 防災の関係で、このたび当初予算で啓発用の非常用持ち出し新セットというものを組まさせていただきましたが、これはあくまでも公助による避難所の備品を整備というのは、もちろん行政はこれからはしっかりとやっていますが、今回、計上させていただいたのは、あくまでも自助の部分であります。

自助の部分をついとか、物がどうかこうとかというよりは何をしたいかという、やはり自助の部分で防災意識というものをしっかりと住民の方に持っていただきたいという、そのきっかけをどうつくっていくかということで、今回このようなものを実施をしたいことの提案であります。でありますので、この内容につきましては、先ほど議員おっしゃったような品物で積算をしておりますけれども、自治会連合会等のほうにも話をした中では、品物につきましてはまだ再考の

余地もあるのかなということ、それは今後いろいろ協議をさせていただく中でより活用しやすい物を、より住民が望む物を配布をしたいと思っております。

それともう一つは、非常用持ち出しとなっておりますが、避難所で使うことばかりではございません。あくまでも防災の時に、災害の時にこれをどう活用するかでありますから、場合によっては自宅で活用する場合もございますし、もちろん避難所でもありましょうし、避難所でない屋外でもあるかもしれません。そういった中で、いかに自分が自分の命をどう守るかというもののきっかけを、今回のグッズを通して改めて認識させていただいて、これで全て用足りるものでは決してございません。このことによって、これも足りないな、あれも足りないなということで、袋ももう少し余裕があるなど、では何か入れていこうか、こういう物が欲しい、入れておく必要があるのではないかという意識を高めていただきたいということでもありますので、内容と配布等につきましては、今後、自治会を通じていろいろ住民の方の御意見を賜りながら、進めてもらいたいと思っております、あくまでも自助の部分はどう啓蒙していくかという部分は非常に大事だということでもありますので、御理解を願いたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑をされる方。

◎会議時間延長の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、あらかじめ会議時間の延長することに決定しました。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 私は、2点、御質問

したいと思っております。

一つは、77ページ、総務費総務管理費の広報広聴費にかかわって1点。83ページ、企画費にかかわって1点ということで、款別にお聞きいたしたいと思っております。

これは疑問点整理の中で、基本的なデータはいただいておりますので、その上でそれを押さえてお伺いしたいと思っております。

広報広聴費の中で、町のホームページのことであります。町が、ホームページを作成して以来、10倍程度のアクセス数である。最近は、5年前の数字と比較をいたしまして、今年度2月末では21万5,230件のアクセス数であって、5年前の数字、12万6,756件と比較をいたしますと、まだ3月末まで入れれば、推計いたしますと23万5,000件くらいになるなということで、実に1.85倍、約2倍近く上っているということは、大変健闘しているというふうには思っています。

しかし、私の実感から言えば、美幌町が現実に行っているさまざまな活動がホームページの上では、非常に反映されていないというのが実感です。いいことをやっても外部に発信されない、しかも多分、町の広報紙よりももっと印象が深く、しかも町外の人から見れば、第一にアクセスするのは美幌町を知りたいという場合は、このホームページなのだろうと思っております。

それで方向性としては、動画なども積極的に入れたい、あるいは外部委託をしないでそれぞれの担当ごとに、どんどん発信するという方法を検討するというふうにお話されているのですが、よりダイナミックな方法をとるべきではないかと。費用対効果で言えば、最も力を入れるべき部分ではないかというように思っているのですが、執行権者としての町長は現状に対してどう評価されているか、あるいは改善方向に向けて大変大胆な力の入れ方をすべきではないかと、現状で満足はできないのではないかと、そう思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、大江議員のお話ありましたけれども、平成17年の3月からスタートしております。それで25年のやつは23万ぐらいにはなるのではないかということで、17年からずっとカウントをしてみると116万人の方が、このホームページを見ておられると。

それで、私どものホームページはカウンターがついているので、116万と出るのですけれども、私、きのう休みだったのですけれども、管内の見ましたけれども、カウンターがついているのは実はないのですね。ですから、ほかとの比較はちょっとなかなか難しいのですけれども、ただ、今、議員おっしゃるように、これは日本全国、あるいは世界と言ってもいいと思います。それで24時間、どこの地域でもアクセスして見れるという何と申しますか、美幌町というものをわかっていただくには、これ以上の多分、媒体はないのではないかなと思うぐらいでありますので、私もしょっちゅうホームページ見て担当のほうに電話して、例えばトップページで2秒待つ人は、多分イライラすると思います。せめてワンクリック、1秒の世界を目指してほしいなという思いはあります。それがないと、再びそのホームページに帰ってくることは、なかなか難しいのではないかなと思っておりますので、そういう面では非常に大きなツールだと私は思っておりますので、それで今まで一部委託してつくっていただきましたけれども、各担当でできるようなシステムを導入したのですけれども、まだまだというような思いは私も正直しておりますので、それで例えば、これは新しい情報だということもわからないのですね。

ですから何回も行って、そこを見てみないと、新しいか古いかということもわからないという面があるので、それは僕も見てイライラするのが正直言っておりますので、引き続きどういう形がいいのか。多分、見やすさは管内的にも全道的にもかなり見やすいのかなと

は思いますけれども、まち育出前講座もそうですけれども、やはりパワーポイント使ったりして、今はやっぱりビジュアルだと思います。長い文書を書いても多分、お読みにならない方が多いのではないかなと思いますので、引き続き私も含めてこのことについて関心を持ちながら、どう改革、改めていけるか、よりよいホームページづくりに努力していきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） この点に関して、例えば今回のオリンピック・パラリンピックに、美幌町からコーチも入れれば5人行かれたと。小さな町ですが、その基礎というのはスピードスケートにいたしましても、あるいはスキーにしましても、それなりの歴史と広がりがあるというのですね。しかし、関係者に言わせると、年々参加者が少なくなって、底辺の拡大は大変なのだという状況があるのです。

私、見ていて、写真を撮ろうと思っているのですけれども、速すぎて写せないないので、いい画面が。しかし、これを動画で仮に配信したとしたら、相当なインパクトをもって、例えば幼稚園児・保育園児、あるいは小中学生に大変なインパクトで伝わるなというふうに思います。スポーツ王国に今回なったのだらうと思うのですが、しかし、足元を考えた場合には底辺の拡大が必要で、それなりの取り組みが行われているけれども、動画で、ホームページで、伝わっているわけではないという状況なんかが、非常に残念だなと思います。

町民が主役で美幌町をつくっていくというときに、そのような今、スポーツだけを取り上げましたけれども、やっぱり地元には豊富な財産がある。これを町を挙げてというか行政挙げて、大いに追求すべきだというように思います。そういう意味で、せっかく前向きの取り組みがされて、ここまでは来ているのですが、私はできませんけれども、手元から携帯からというのですか、スマホから幾らで

もアクセスできるという時代を迎えて、子供たちにもホームページを見てもらうというようなことで、より一層力を入れるべきだと。これは役場のそれぞれの担当が、作成にかかわれるということですから、各担当ごとの大いに競い合いということにもなるのだろうと思いますので、改めて改善に向けて町長としての腹構えを見せていただければありがたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、本当に重要なツールだと思っておりますので、これをよりよくしなければ、町自体がなかなかわかっていただけないという思いあると思います。

実は町の話題というのも最近できたコーナーですので、あの中。私もファンの一人で、よく見させていただいていますし、また移住・定住のところも結構、職員がおもしろいを書いたりしておりますので、いずれにしろトータルでどういうふうに美幌町を紹介できるかというところだと思います。

それと、あと旬の話題をどういうふうにトップページに持ってこれるか、そういうことも組織挙げて頑張っていきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） NHKの番組で、御答弁は要りませんが、町の担当者が1年がかりで子供たちの運動広場、冬の広場をつくるのに定期的に町のホームページで案内をして、遂に全員ボランティアで冬の運動公園をつくったというのが出ておまして、すごいなというように思っております。

美幌町は、自治基本条例で町民が主役ということと、どこの町よりも多分ボランティア活動が盛んだというふうに思います。行政と町民が一体になる上でも、大変大事なツールになるなと思いますので、ぜひ力を入れていただければというふうに思っています。

ついでに申し上げますが、社会人枠でこういうところに力のある職員をとということも、

もう一つの選択肢かなというように期待はしております。これは希望として申し上げたいと思います。

次に、企画費の中でケンブリッジへの交流事業にかかわって御質問いたします。

これも疑問点整理の中で、最終的にはケンブリッジ交流事業の負担金として5名分、160万7,000円ということで、それぞれの団体の代表者が行くということは承知しております。

そこで、一昨年、たしか10月だったかと思いますが、ケンブリッジから訪問された方々と、地元の先住民族でありますアイヌの協会との交流がありまして、大変和やかというか、それと盛り上がった中身でございました。その際に、これは訪問団全員との交流でありましたが、わかったことは、ニュージーランドでは先住民族の言葉が、英語と同様に共通語になっていると。どなたもしゃべることができるということなどで、大変学ばされた側面を持っています。

そういうようなこともありまして、ぜひ美幌のアイヌの方々に、次回ぜひおいでくださいというお誘いが口頭でありました。前向きに協会の人たちは検討をされてきた経過がございます。そのことについては、昨年、ことしの春、私はお伝えはしてきたのですが、しかし、今回の御招待、昨年11月22日に案内状が届いた中、これをきっかけにしまして選定されたメンバーの中からは外れているというようなことで、これはこれでワイパ地区の150周年記念祝典ということでは、対象にならなかったのかなというように思っているのですが、美幌の先住民族としてしっかり文化的にも、あるいはさまざまな歴史を踏まえた活動を今後ともやっていきたいという思いの中では、せっかくの御招待、口頭での御招待に対して応えたいという思いがございます。

当面は、6月9日からのこの美幌訪問団の中には入っていませんけれども、それはそれで、では仕方がないとした場合に、国内外交

流事業、当初予算311万円、この中には含まれないかもしれませんが、一発ケンブリッジ訪問団ではだめだとしても、前向きに検討する必要があるのではないかというように思うのですが、今回、アイヌ協会の方々を対象から外したということも含めて、御見解を伺いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 今、大江議員から話あったように、今回のケンブリッジからの招待につきましては、あくまでもワイパ地区の150周年祭ということでありますので、目的がこういった目的ということから、今回はあくまでも関係機関・団体の代表者による公式訪問ということで、最低限の人数で組まさせていただいたところでありますので、一般の公募も、その中には今回は入れないという考え方に立ったところであります。

その後のアイヌの訪問につきましては、町長のほうから答弁があるかと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 多分、ニュージーランドはマオイの方々だと思いますけれども、相当な歴史があるように聞いております。それで今行くと、キオラという言葉使ったり、マオイの方々の言語を使ったりというようなことを聞いております。これは相当長い歴史の中での話だと思います。

今、ニュージーランドと交流しているのは美幌高校が短期留学の関係でやっているもので、あとは公式訪問等で、こういう形で行くということで、この後アイヌの方、先住の方々の交流どうするかについては、今後の一つの課題として受けとめさせていただきたいと思えます。

昨年でしたか、昨年は畜産、酪農をやっておられる方が行って交流してきて、現地の搾乳なんかの勉強もしてきたということであります。

いずれにしろ人的な交流がメインになると思えますので、今後の計画どうするかについては少々時間をいただかなければ、今回のや

つについては、こういう形で進めさせていただきたいと思いますが、今後のことについてはまたいろいろ研究してみたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 先住民族の国際交流などでは、北海道のアイヌ文化財団などもそれなりの助成金を持っております。目的と内容によっては、2分の1の助成がどうやら出そうということも承知をしています。全額町費ということでももちろんなくて、前向きな検討ができるのではないかというように思っておりますので、多分、この予算が通りますと、自分たちは訪問団の中には入らなかったという失望感があるのだらうと思えますので、期待に対して応えられるようないい計画も、私自身も検討したいというふうに思いますので、ぜひ行政側の英知を発揮していただければというふうに思って、この予算をしっかりと受けとめたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑をされる方。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 1点だけ。85ページの住民活動推進事業費の自治会活動運営等補助金でございますが、資料要求の中で説明ありまして、前年の改正を下回るようなことがないというようなことで、人口減に対応したことで自治会活動の活動をしっかりと支援していくという部分で評価をしているのですが、この中で私ちょっと気になる部分は、説明もありましたけれども、美富地区のいわゆる5地区の小世帯区域の自治会ありますよね。それと、多少、歴史的な経過あるのでしょうかけれども、20世帯以下の自治会というのは、そこを含めると全部で12あるのですね。ここの均等割の考え方というのが、今回こういう形で美富地区、過去からそういう特殊な扱いで来ておりましたけれども、世帯規模で考えていった場合、均衡を失っているのではないのかなという私なりのそういう考え方を持つわけですけれども、今後に向けて

行政側として20世帯以下ぐらいの規模についての一定の次回に向けての見直しの必要性みたいな考え方が、お持ちなのかどうかについてだけお尋ねしておきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（小西 守君） ただいま御質問がありました自治会活動運営等補助金の均等割の件でございますけれども、美富地区については御存じのとおり、美富北とかそれぞれ小さな区分の自治会単位となっております。

また、これは歴史的な流れの中で、それについては、ほかのそれぞれの自治会の単位と美富の地区の単位は違うというふうな流れの中で、御理解いただきながら金額も一定の差がついているところでございます。

言われるとおり、美富地区より小さな自治会がふえてきております。ただ、自治会の活動としましては、それぞれの自治会同じような業務がありますので、上杉議員言われるとおり、見直しの考え方については、次回の中で考えていかなければだめな形ということでは受けとめておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑をされる方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、総務費を終わります。

◎延会の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定いたしました。

◎延会宣告

○議長（古舘繁夫君） 本日は、これで延会

いたします。

午後 4時14分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員